

第3章 障がい者数の現況

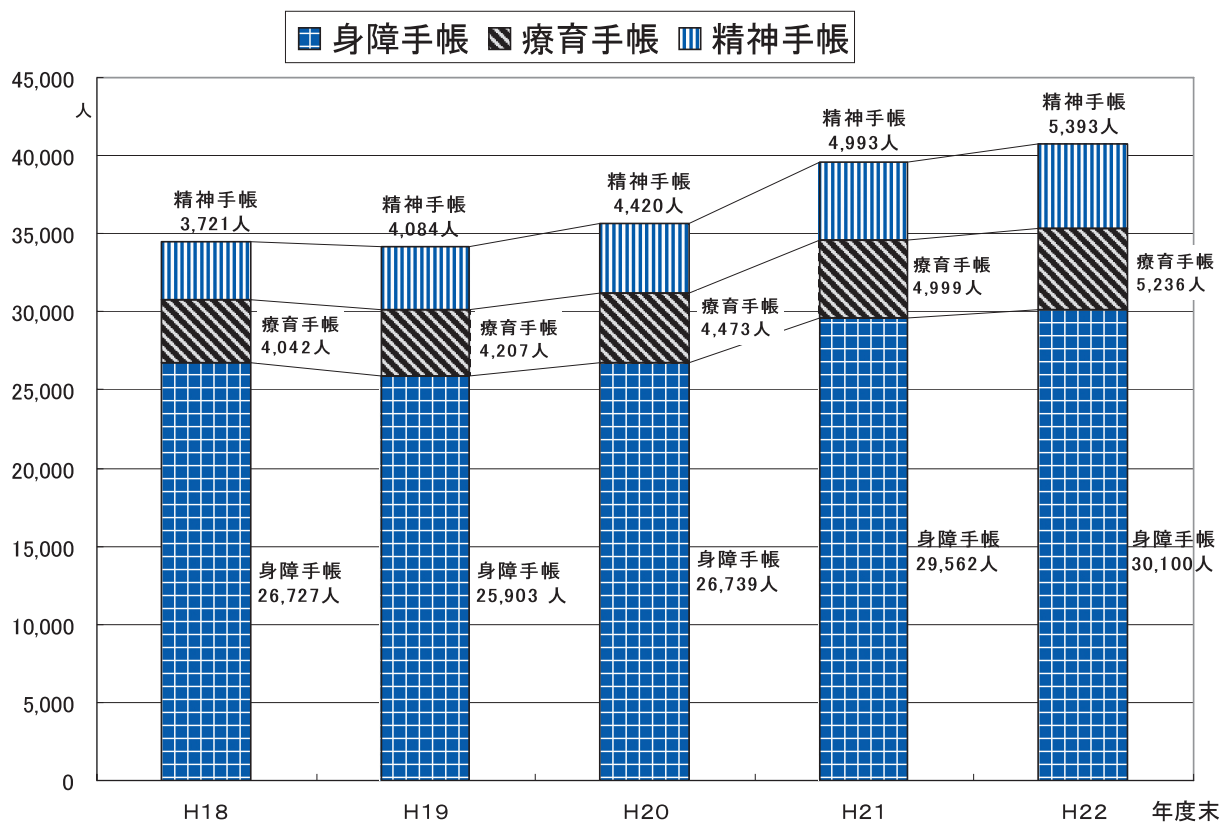
1 3障害の手帳所持者数

本市における3障がいの手帳所持者数は、平成22年度末現在で延べ40,729人となっています。

手帳種類別の内訳としましては、身体障害者手帳が30,100人(73.9%)、療育手帳が5,236人(12.9%)、精神障害者保健福祉手帳が5,393人(13.2%)となっています。

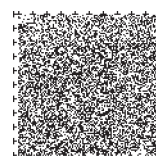
また、平成20年度から21年度にかけては、旧城南町・旧植木町との合併により手帳所持者数が増加しています。

3障害手帳所持者数の推移



(人)

年度 手帳別	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
身障手帳	26,727	25,903	26,739	29,562	30,100
療育手帳	4,042	4,207	4,473	4,999	5,236
精神手帳	3,721	4,084	4,420	4,993	5,393
合 計	34,490	34,194	35,632	39,554	40,729
指 数	100	99	103	115	118



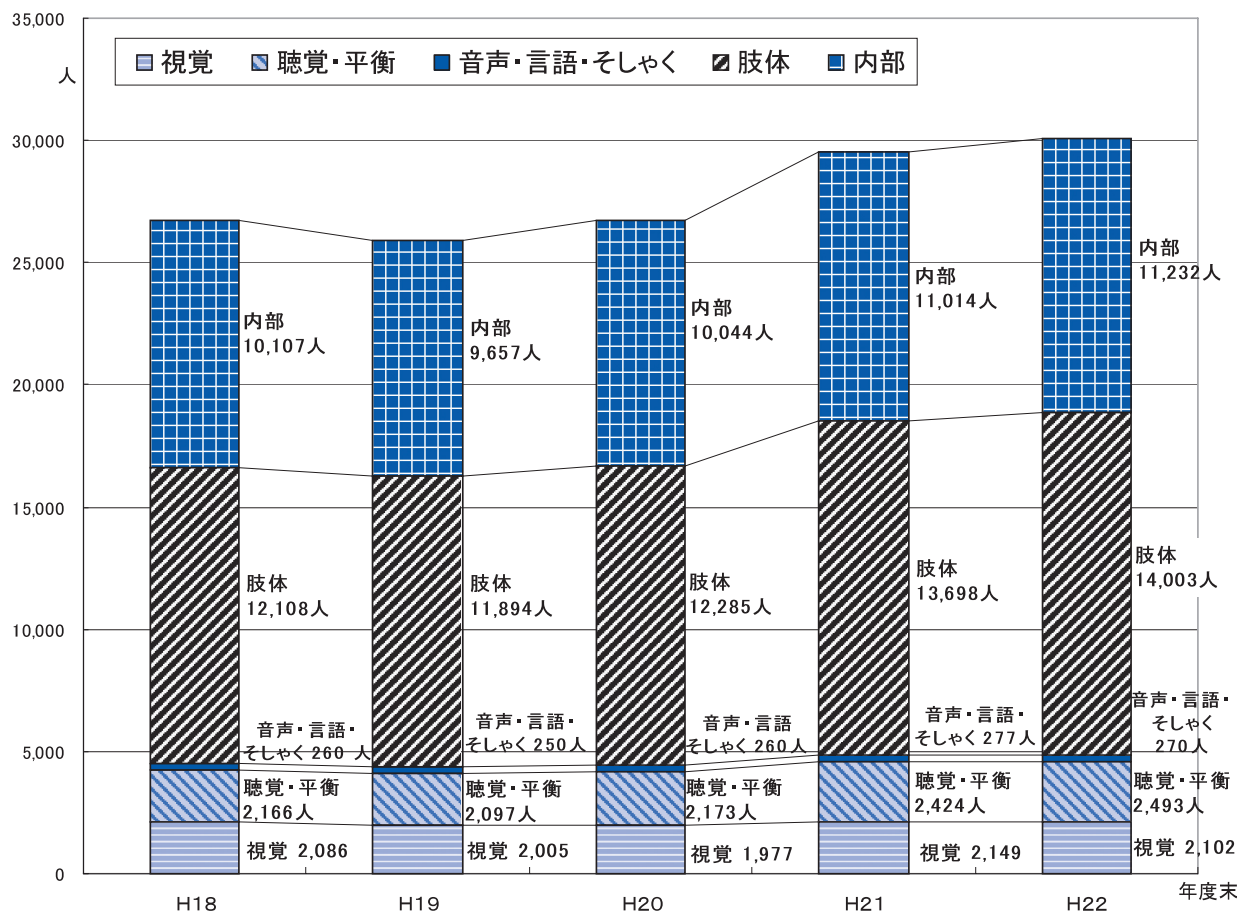
2 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は、平成22年度末現在で30,100人となっています。平成18年度と比較すると3,373人増加しており、増加率は12.6%となっています。

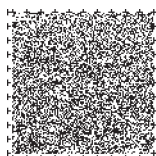
増加の要因としては、合併による人口増の影響のほか、高齢化による肢体不自由や心臓、じん臓機能障害の増加によるものが考えられます。

障がい部位別に見ても、肢体不自由、内部障害の順で多く、この2つを合わせますと全体の83.8%を占めております。

身体障害者手帳所持者数（部位別）の推移



年度		(人)				
部位	年度	H18	H19	H20	H21	H22
視 覚		2,086	2,005	1,977	2,149	2,102
聴覚・平衡		2,166	2,097	2,173	2,424	2,493
音声・言語・そしゃく		260	250	260	277	270
肢 体		12,108	11,894	12,285	13,698	14,003
内 部		10,107	9,657	10,044	11,014	11,232
合 計		26,727	25,903	26,739	29,562	30,100
指 数		100	97	100	111	113



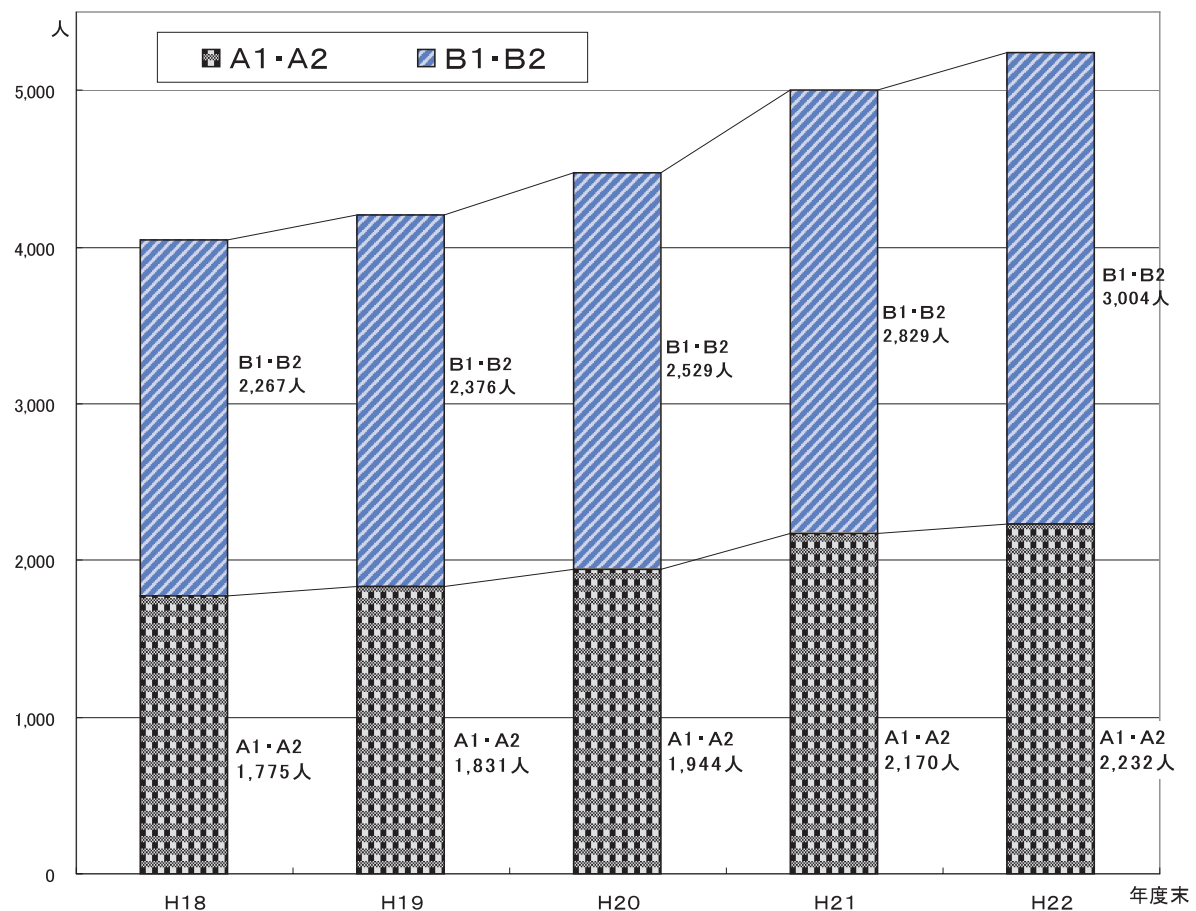
3 療育手帳所持者数

療育手帳の手帳所持者数は、平成22年度末で5,236人となっています。平成18年度と比較すると1,194人増加しており、増加率は29.5%となっています。

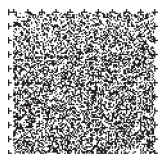
等級では、A1・A2の重度障がい者が25.7%（457人）の増、B1・B2の障がい者が32.5%（737人）の増となっており、B1・B2の手帳所持者の増加傾向が顕著となっています。

増加の要因としては、合併による人口増の影響のほか、平成20年4月に熊本市子ども発達支援センターが開設され、障がいのある児童に関する相談、診察、検査等の初期療育支援体制が整備されたことや、療育支援ネットワークシステムの構築等による、療育支援制度拡充に向けた全市的な取り組みなどが考えられます。

療育手帳所持者数の推移



年度	H18	H19	H20	H21	H22
程度					
A1・A2	1,775	1,831	1,944	2,170	2,232
B1・B2	2,267	2,376	2,529	2,829	3,004
合 計	4,042	4,207	4,473	4,999	5,236
指 数	100	104	111	124	130



4 精神障害者保健福祉手帳所持者数

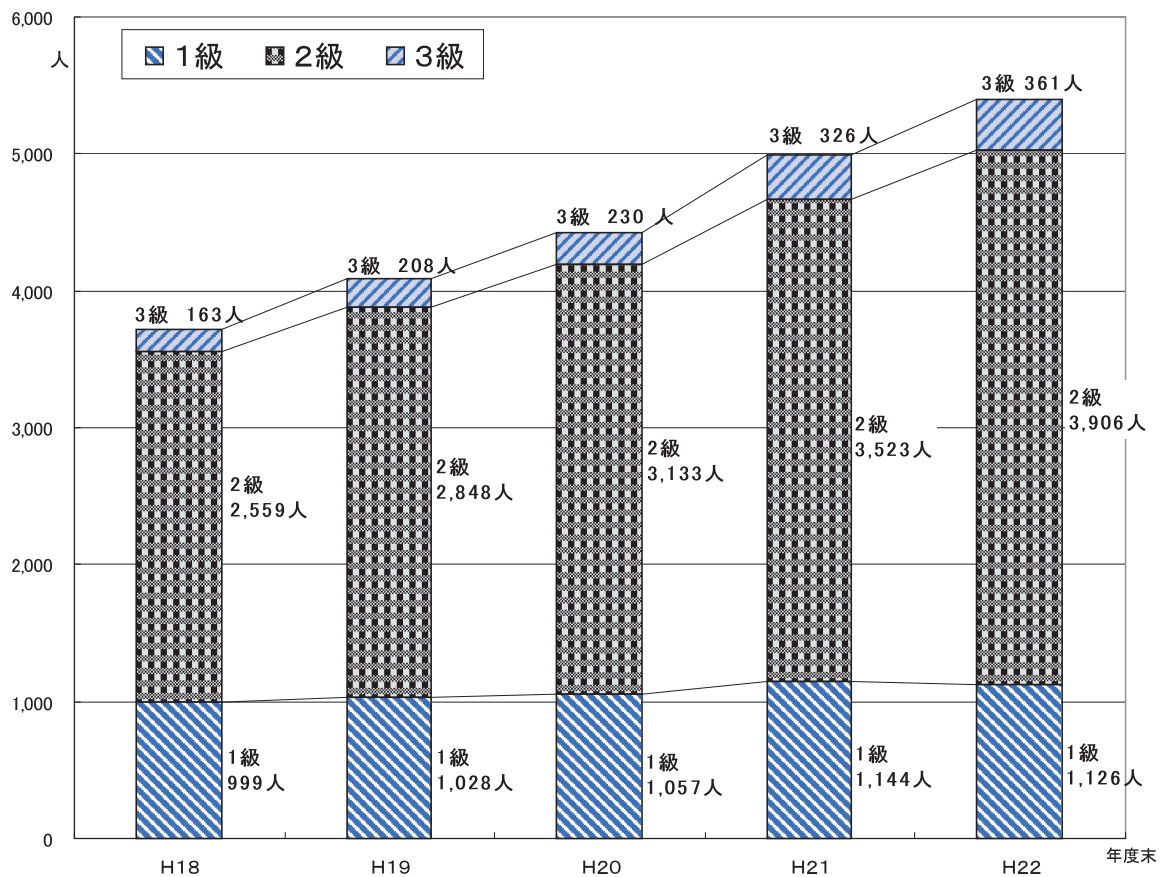
精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成22年度末で5,393人となっています。平成18年度と比較すると1,672人増加しており、増加率は44.9%となっています。

等級別では、2級が3,906人（72.4%）で約7割を占めており、次いで1級、3級となっています。

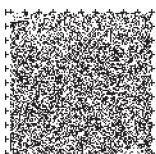
最も構成比の高い2級では、平成18年度と比較すると1,347人（52.6%）増加しており、増加率も顕著となっています。

増加の要因としては、合併による人口増の影響のほか、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、利用可能な障害福祉サービスが増加したこと等が考えられます。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



年度		(人)				
等級		H18	H19	H20	H21	H22
1 級		999	1,028	1,057	1,144	1,126
2 級		2,559	2,848	3,133	3,523	3,906
3 級		163	208	230	326	361
合 計		3,721	4,084	4,420	4,993	5,393
指 数		100	110	119	134	145



5 障害福祉サービス受給者数

訪問系サービスでは、居宅介護の支給決定者のうち、約88%（児童を除く）の人が障害程度区分3以下であり、区分が4以上になると重度訪問介護での支給決定が多くなっています。

日中活動系のサービスでは、区分が高い人は生活介護、区分が低い人は就労系のサービスを利用する傾向にあります。

（１）障害福祉サービス種類別の利用状況（支給決定者数）

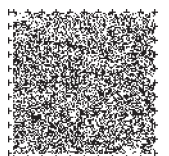
【23年12月末現在】

サービス機能	サービス種類	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	児童	判定不要	計
訪問系サービス	居宅介護	230	303	106	30	15	44	35	-	763
	重度訪問介護	-	-	0	3	22	61	-	-	86
	行動援護	-	-	0	1	3	0	0	-	4
	重度障害者等包括支援	-	-	-	-	-	0	0	-	0
	同行援護	67	35	8	4	0	0	0	18	132
日中活動系サービス	生活介護	2	49	218	214	182	262	-	0	927
	自立訓練（機能訓練）	3	9	5	0	0	0	-	6	23
	自立訓練（生活訓練）	2	12	13	3	1	0	-	37	68
	就労移行支援	8	12	4	1	0	0	-	103	128
	就労継続支援（A型）	12	32	13	2	1	0	-	556	616
	就労継続支援（B型）	42	104	72	26	14	2	-	517	777
	療養介護	0	0	2	1	4	25	-	0	32
	児童デイサービス	-	-	-	-	-	-	490	-	490
居住系サービス	短期入所	44	121	167	133	79	114	469	-	1,127
	共同生活介護	-	62	51	24	10	14	0	-	161
	共同生活援助	13	9	8	0	0	0	0	278	308
施設入所支援		5	21	115	129	126	174	-	0	570
小計（新体系サービス）		428	769	782	571	457	696	994	1,515	6,212
小計（旧体系サービス）		268	220	55	0	0	0	0	0	543
総 計		696	989	837	571	457	696	994	1,515	6,755

（２）障害福祉サービス種類別の利用状況（利用者数）

【23年12月末現在】

サービス機能	サービス種類	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	児童	判定不要	計
訪問系サービス	居宅介護	189	263	90	25	14	40	35	-	656
	重度訪問介護	-	-	0	3	25	56	-	-	84
	行動援護	-	-	0	1	2	0	0	-	3
	重度障害者等包括支援	-	-	-	-	-	0	0	-	0
	同行援護	48	27	5	3	0	0	0	14	97
日中活動系サービス	生活介護	2	38	206	213	178	256	-	0	893
	自立訓練（機能訓練）	2	8	4	0	0	0	-	5	19
	自立訓練（生活訓練）	2	11	13	3	1	0	-	34	64
	就労移行支援	6	10	4	1	0	0	-	95	116
	就労継続支援（A型）	10	29	14	2	1	0	-	445	501
	就労継続支援（B型）	38	95	68	26	14	2	-	435	678
	療養介護	0	0	2	1	4	25	-	0	32
	児童デイサービス	-	-	-	-	-	-	236	-	236
居住系サービス	短期入所	4	21	30	32	16	29	27	-	159
	共同生活介護	-	63	47	23	9	14	0	-	156
	共同生活援助	16	11	8	0	0	0	0	256	291
施設入所支援		4	21	114	128	128	173	-	0	568
小計（新体系サービス）		321	597	605	461	392	595	298	1,284	4,553
小計（旧体系サービス）		266	214	53	0	0	0	0	0	533
総 計		587	811	658	461	392	595	298	1,284	5,086
給付率（利用者数 / 支給決定者数）		84.3%	82.0%	78.6%	80.7%	85.8%	85.5%	30.0%	84.8%	75.3%



（３）障がい種別受給者数

障害福祉サービスの受給者は、平成２０年７月と平成２３年７月を比較すると、障がい者全体では３８％、障がい児では４８％の増加となっています。中でも、精神障がいの受給者は７７％増と著しい伸びとなっています。

この要因として、精神障がいの受給者では、障害者自立支援法が施行されたことで、居宅サービスや就労系の施設通所が利用しやすくなったことが考えられます。

【平成20年7月時点】

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	判定不要	全体
身体	93	113	83	53	58	126	228	754
知的	51	162	183	79	52	59	863	1,449
精神	52	87	27	5	1	0	408	580
障害者計	196	362	293	137	111	185	1,499	2,783
障害児							502	502

【平成21年7月時点】

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	判定不要	全体	前年比
身体	91	124	95	63	65	139	218	795	1.05
知的	46	159	216	120	62	102	856	1,561	1.08
精神	79	103	36	3	1	0	512	734	1.27
障害者計	216	386	347	186	128	241	1,586	3,090	1.11
障害児							573	573	1.14

【平成22年7月時点】

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	判定不要	全体	前年比	20年比
身体	92	154	106	77	86	198	204	917	1.15	1.22
知的	48	176	252	174	97	125	929	1,801	1.15	1.24
精神	90	131	51	2	1	0	620	895	1.22	1.54
障害者計	230	461	409	253	184	323	1,753	3,613	1.17	1.30
障害児							690	690	1.20	1.38

【平成23年7月時点】

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	判定不要	全体	前年比	20年比
身体	97	161	114	65	90	205	199	931	1.02	1.24
知的	60	186	324	254	149	177	742	1,892	1.05	1.31
精神	123	164	42	2	2	0	691	1,024	1.14	1.77
障害者計	280	511	480	321	241	382	1,632	3,847	1.07	1.38
障害児							741	741	1.07	1.48

※判定不要について、障がい児については障害程度区分が設けられておらず、また、障がい者の訓練等給付の利用にあたっては、判定が不要となっています。

